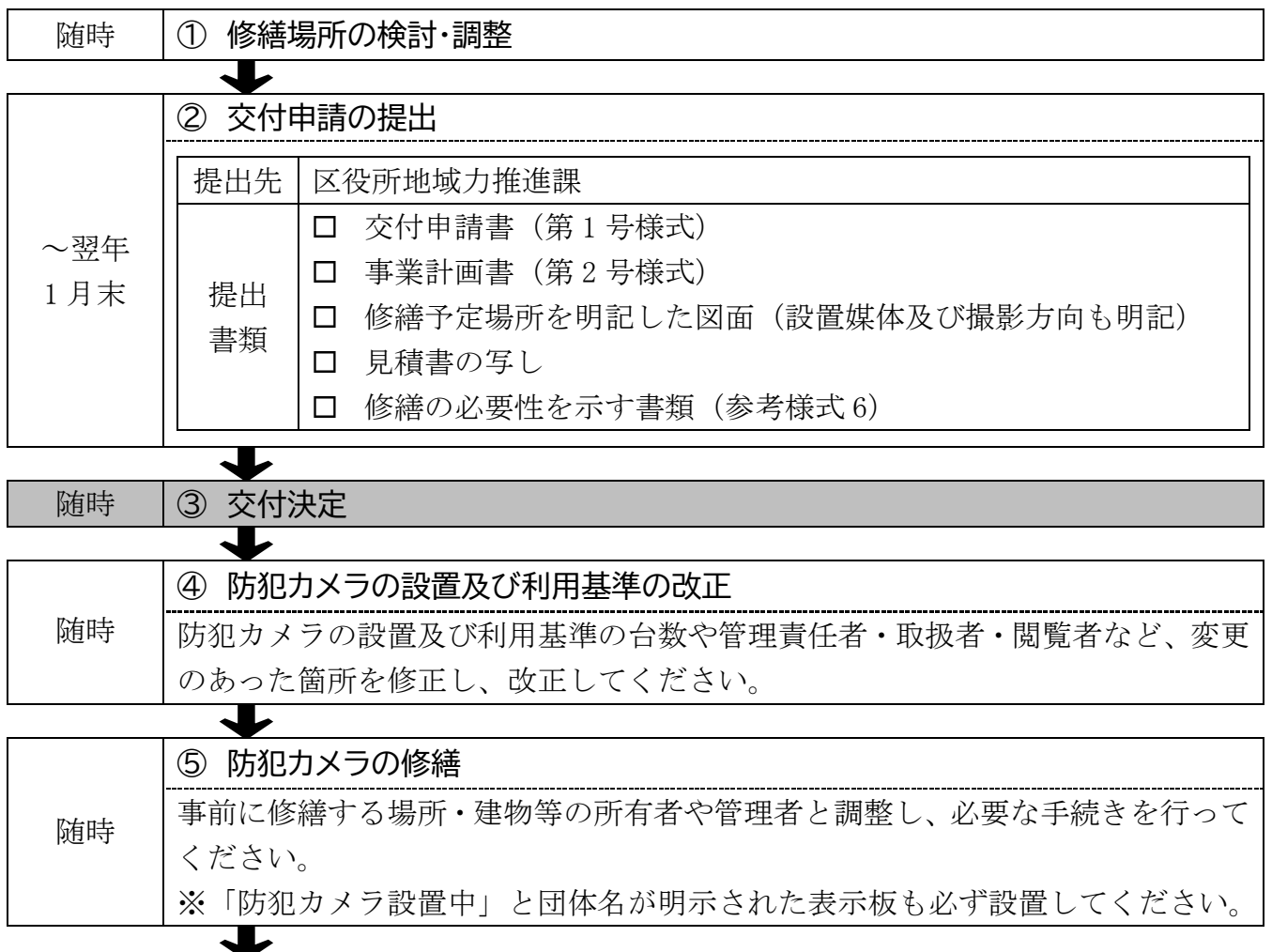


1 対象

区 分	内 容
対象団体	学区連絡協議会、町内会等
対象となる 防犯カメラ	- 街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ）を活用して設置 - 新規設置又は更新の工事完了日から1年以上経過 ※補償等の対象で地域団体が修繕費用を負担しない場合や、防犯カメラや録画装置以外の修繕・交換を行う場合は補助対象外
補助率	- 補助率 3分の2以内 - 限度額 50,000 円（防犯カメラ1台につき）
補助対象経費	- 機器修繕費 - 工事費（取付工事費、取付バンド代など） - 各種申請手数料（中部電力申請費、道路使用許可手数料など） - 表示板等の附属物の取替・追加購入費 ※数量制限あり
申請上限台数	学区連絡協議会：10 台 その他の団体：5 台 ※防犯カメラ1台につき補助を受けられるのは1回のみ（更新を実施した場合は再度1回修繕可能）

2 手続きの流れ



～3 月末	⑥ 実績報告	
	事業が完了したら実績報告書を提出してください。	
	提出先	区役所地域力推進課
	提出書類	☐ 実績報告書（第 7 号様式） ☐ 事業報告書（第 8 号様式） ☐ 修繕場所を明記した図面（設置媒体及び撮影方向も明記） ☐ 請求書の写し及び請求書内訳の写し ☐ 領収書の写し ☐ 設置された現場の現況写真



随時	⑦ 補助額の確定
----	----------



随時	⑧ 請求書の提出	
	実績報告提出後、確定した金額で請求書（第 9 号様式）を区役所地域力推進課へ提出してください。	



～5 月末	⑨ 補助金の交付
-------	----------

部分は町内会等で行ってください。
 部分は本市が行います。

3 注意事項

- ・ 交付決定以前に契約、工事等を行った場合、補助の対象となりません。
- ・ 防犯カメラを設置する場所・建物等によって申請方法が異なります。手続き方法等は、設置する場所・建物等の所有者や管理者にご確認ください。
- ・ 補助金申請の詳細は、マニュアル「街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ設置）～地域の皆さまへ～」をご確認ください。（市公式 HP に掲載）